

## 総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
平成30年7月12日（木）午前8時57分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。  
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	宮田 竜二 君
議員	植山 利博 君		
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	危機管理監	新村 司 君
安心安全課長	石神 修 君	安心安全課主幹	野辺 貞孝 君
安心安全課交通防犯グループ主任主事	末永 大輔 君		
市民環境部長	有馬 博明 君	市民活動推進課長	山下 広行 君
市民活動推進課共生協働推進グループ長	末満 伸太郎 君	市民活動推進課市民環境政策グループ長	住吉 一郎 君
企画部長	満留 寛 君	企画政策課長	永山 正一郎 君
企画政策課長補佐	野崎 勇一 君	企画政策課企画政策グループ長	森山 勇樹 君
企画政策課企画政策グループサブリーダー	唐鎌 賢一郎 君		
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。  
書記 徳留 要一 君
- 7 本委員会の調査案件は次のとおりである。
  - (1)霧島市交通災害共済事業について
  - (2)合併自治会への支援策について
  - (3)霧島市土地開発公社について
- 8 本委員会の概要は次のとおりである。  
「開 会 午前 8時57分」

### ○委員長（松元 深君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会いたします。本日は、閉会中の所管事務調査として、霧島市交通災害共済事業について、合併自治会への支援策について及び霧島市土地開発公社についての3件について所管事務調査を行います。

### △ 霧島市交通災害共済事業について

#### ○委員長（松元 深君）

まず、霧島市交通災害共済事業について、調査を行います。執行部の説明を求めます。

#### ○総務部長（新町 貴君）

霧島市交通災害共済事業につきましては、これまでも見舞金の減額など、運営の改善に努めてまいりましたが、厳しい運営が続いている状況でございます。平成30年度当初予算に係る予算常任委員会でも申し上げましたように、本事業全般について、議会の御意見等をお聞かせいただきながら、

事業の今後について検討したいと考えております。詳細につきましては、安心安全課長が御説明申し上げますので、御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○安心安全課長（石神 修君）

霧島市交通災害共済事業につきましては、平成17年の合併を機に鹿児島県市町村総合事務組合の給付制度に準じた内容を基本に旧国分市が保有していた交通災害共済基金3,710万5,000円を引き継ぐとともに、同市が行っていた小中学生や75歳以上の方々に対する掛金の免除制度も継続して、運用が開始されました。しかし、免除者の増加や一人500円の掛金を負担している一般加入者の減少とともに、見舞金である給付額のほか事務費の支出額が掛金の収入額を上回る状態が続き、その財源不足を補うため同基金や一般会計から繰り入れて運用してまいりました。その引き継いだ基金も平成23年度をもって枯渇し、現在は掛金収入と繰越金で運営している状況です。また、一般会計からの繰入れにつきましては、本事業は、共済加入者の共助による交通事故被害者に対する見舞金給付制度であることから、一般会計への依存も抑制すべきではないかと考えます。このようなことから、今後、本事業の収支をどのように改善して運営していくか、あるいは、一定の役割を終えたとして廃止も視野に入れるか、様々な角度から検討するため、お手元の資料のとおり、これまでの収支状況から平成33年度までの加入者や収支の予測を立てました。はじめに、3ページから4ページ、資料1-1から1-4にありますように、平成25年度から平成29年度までの状況をお示ししております。1-1は加入状況、1-2は収支の状況、1-3は見舞金の支給状況、1-4は等級に応じた見舞金額を記載しております。改善策としての方策1は、5ページ、資料2-1、2-2にありますように、これまでどおりの運営を続ける案になります。この予測によりますと、繰越金が底をつく平成32年度以降は支出が収入を上回り、事業を継続していくことができなくなりますので、制度が破綻する見込みです。方策2は、6ページ、資料3-1、3-2にありますように、75歳以上の方々に対する免除制度を廃止する案になります。75歳以上の加入者の推計は、75歳以上の人数に60歳から74歳までの加入率を乗じて算出し、その人数に500円を乗じた額を収入としています。この予測によりますと、平成31年度は、前年度比で掛金が約330万円の収入増額となります。また、未加入者分の見舞金給付がなくなることなどから、見舞金については、60歳から74歳までの加入率等を乗じて約177万円の支出減額となります。しかし、これまでなかった75歳以上の世帯に納付書を発行し郵送することになるので、印刷製本費や通信運搬費の事務費が約80万円の支出増額になります。さらに、資料2-2で平成31年度の支出超過を約346万円見込んでいますので、総合しますと収支が約81万円改善します。なお、この方策2には、免除対象となっている小中学生が死亡した場合、現在は見舞金受取人が本制度に加入していなければ見舞金を給付していませんが、これを傷害の見舞金にも拡大して、死亡時と同様に、給付対象外とすることも考えております。方策3は、7ページ、資料4-1、4-2にありますように、免除制度を全廃する案になります。これは、加入者すべてが等しく掛金を負担して、共同して助け合うという共済制度本来の目的に沿った考えによるものです。方策2に加えて小中学生の掛金の免除を廃止するものです。加入者の推計は、小中学生の人数に保護者でもある一般加入者と同じ加入率を乗じて算出し、その人数に500円を乗じた額を収入としています。この予測によりますと平成31年度は、前年度比で掛金が約113万円増額となり、75歳以上の増額分と合わせて約443万円の収入増額となります。また、未加入者分の見舞金給付がなくなることなどから、見舞金については、一般加入者の加入率等を乗じて給付が約44万円減額し、75歳以上の減額分と合わせて約220万円の支出減額となります。印刷製本費や通信運搬費については、これまで小中学生の保護者には納付書を送付していることから増額はなく、通信運搬費に係る支出の増額は方策2でお示しした約80万円となります。納付書に係る印刷製本費の支出額については小中学生のみで微増となります。さらに、資料2-2で平成31年度の支出超過を約346万円見込んでいますので、総合しますと収支が約237万円改善します。第4案は、8ページ、本事業を廃止する案になります。資料は1-1から1-4までを参考に、加入者の減少や民間保険の充実など、事業を取り巻く環境が変化したこともあって、一定の役割を果たしたのではないかと史料されるためです。運

営におきましても、一般加入者の減少傾向がこれからも続くことが見込まれ、将来的な収入不足が懸念されます。仮に、制度を廃止した場合でも2年間の見舞金請求期間があることなどから、今ある繰越金を、一般加入者の減少等に伴う収入不足や制度廃止後の見舞金支出の財源の一部にも活用することができます。以上申し上げました四つの改善策を検討しているところですが、議会の御意見をお聴きしながら最終的に判断してまいりますので、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今まで、小中学生と75歳以上も免除ということでやっているわけですね。それもその掛金を払っている人たちのお金だけで免除してきていたという記憶があるのですが、前にも話をしたことがあるんですね。廃止するかどうかということで、市がお金を出してその人たちの免除をするというなら理解ができるのですよ。ただ掛けている人のお金で、全く関係のない人を免除しているなんて、こんないいかげんな取扱いはないと思いますが、そこをどのように考えていますか。

○安心安全課長（石神 修君）

おっしゃるように一般加入者の掛金のみで、この制度を賄うというのは非常に厳しいものがございまして、それでこの制度を今後どうしていくかということを検討しているところでございます。今おっしゃられました小中学生や75歳以上の方々に対する免除につきましては、以前は旧国分市が持っていた基金を取り崩して充当しておりまして、それが枯渇したときには、一般会計から繰り入れて、それを充当して運営してまいりました。しかしながら、やはり共済制度というお互い、助け合ってこの制度を維持していくのだというような考え方から、一般会計からの繰り入れにつきましては、平成27年度から行っておりません。平成27年度以降につきましては、一般会計から繰り入れた額が繰越金として残っておりますので、それを運用しながら今やっているところでございます。しかし、今後は一般会計からの繰り入れというのは、やはりこの共済制度の趣旨からしますと、いかがなものかということもございまして、その辺も含めて今回検討させていただこうという考えでございまして。

○委員（下深迫孝二君）

年齢を重ねてきますと、逆に民間の保険なんかも入れなくなると、ですから高齢者の人たちにしてみれば掛金さえ、きちっと払ってもらえば例えば500円、これを1,000円に上げても入っている人がそれだけの恩恵を受けるということなら理解はできるのですよ。掛けている人のお金で、掛けていない人たちが恩恵を受けるというのは、その分市が払っているのだったら問題はないという気がするのですけども、やはり廃止するのは簡単かもしれないけど、現在その収入のある人が、年金暮らしなんかでされているような人たち500円、1,000円で何がしかの補償が受けられるのだったら継続的であればいいのかなと私は思うのですが、やはり掛けていない人たちが、その掛けている人のお金でいくら共済制度といえども、霧島市民がみんな掛けているなら理解できます。小学生なんかも全部払っているなら理解できるのですけども、そこらを改善するということは、今後どのように考えていらっしゃいますか。

○安心安全課長（石神 修君）

口述で申し上げましたように廃止というのは、あくまでも一つの考え方ございまして、いろんな考え方の中の一つというふうに御理解いただきたいと思っております。今おっしゃいました掛金を払っていない人の分までみるというのは、確かに共済制度の趣旨からするといかがなものかと思っております。これはあくまで共済制度、任意加入でございますので、その任意加入の人の分の掛金を免除するということは、その趣旨からするといかがなものかということもございまして。また言い方を変えれば本人は、加入したかどうか意思の確認もできないまま、加入扱いとしてときには見舞金を支払うというのもどうかという考えもございまして、方策の中にもありますように75歳以上の方の免除を

廃止して、加入したい人は加入してくださいという本当の任意制度のほうに切り替えていく、あるいは小中学生の分も、それに含めて共済制度の趣旨から掛金を払って、加入したいという人を加入していただくという本来の制度に戻したいという考えもございます。

○委員（下深迫孝二君）

案内するのに80万円くらい掛かるというような文書量ですね、おっしゃったのですけども、何もそのために市報を出しているわけです。それにちょっと大きく面積をとっていただいて、きちっとすれば一人一人その80万円ものお金を掛けて送る必要も私はないのではと、入らない人に対しても掛けた人のお金で賄わなくてはならないというのは不自然なことです。そういうのは市報を利用させてもらって、きちっとすればそういう無駄なお金は掛からないというふうに考えますけど、どのようにお考えですか。

○安心安全課長（石神 修君）

一つは、加入率を向上させて掛金額を増やすというのも、一つの方法でございますが、先ほど申し上げましたように、民間保険制度の充実とかあるいは、人口の減少、若い世代の方の所得がなかなか上がらないというような、いろいろな要因が重なって一般加入者が増えない状況でもございます。加入率の向上につきましては、今やっている取組としましては、毎年4月に自治公民館長自治会長会があるときに、資料の中に案内を入れさせていただいてお知らせをしているほか、広報誌とかホームページにも掲載をさせていただいているところです。更には、地区住民を対象にしました交通安全教室の中でもこのような制度があるということをお知らせして、加入のお願いをしているところでございます。また、加入の方法につきましても、これを改善して何とか入りやすい方法はないかということをごさいますして以前は世帯全員を、一つの納付書で世帯全員に入らせていただくということもあって納付書を送っていたのですが、やはり親は自動車保険があるからいい、子供だけ入れればいいというようなことでなかなか全員というのが難しい状況もございましたので、世帯全員から個人の納付書に切り替えました。また、納付につきましてもコンビニでも納められるようにしてきたところでございます。先ほどおっしゃいました金額の事務費の件ですけれども、大部分が郵送費でございます。1世帯送るのに、減免制度もございまして一通当たり56円掛かるということで、それが事務費の大部分でございます。

○委員（山田龍治君）

確認です。今の郵送は、そのまま納付書が届くような形なんでしょうか。

○安心安全課長（石神 修君）

今の送り方としましては、その世帯、今は免除制度がありますので免除対象になっていない方々の分を全員分と、こういう見えにくいかもしれませんが、税金の納付書と同じような様式でございまして、これに一人一人、お名前とか打ちまして送っております。この中身は、加入申込書兼納付書となっております、領収書をもって加入証とすることになっております。それに含めまして、加入していない方の世帯にも送りますので、加入促進のチラシというものを、毎年、このような加入促進のチラシということで、入ってくださいと、給付制度はこのようなものがありますということをお知らせして、加入促進を図っているところでございます。

○委員（新橋 実君）

県内でこういった制度をやっているところは、どれぐらいですか。

○安心安全課長（石神 修君）

大部分が、昔町村会と言われていました、今は、市町村総合事務組合というふうになっておりますけれども、ここに大部分が加入しております、ここに県内の34自治体が入っております。それ以外に、霧島市、阿久根市、出水市、西之表市、南さつま市、奄美市、垂水市の7市は独自で、この共済制度を設けております。鹿児島市と枕崎市につきましては、既に制度を廃止しております。

○委員（新橋 実君）

7市は一応やっていると、この7市は同じような形でされているのか、どういうふうな形になっ

ていますか。

○安心安全課長（石神 修君）

霧島市は、掛金が500円なのですが、それ以外につきましては、大体300円から400円というところが多いようです。給付制度につきましては霧島市の場合は、市町村総合事務組合、以前の町村会に準じた等級を付けまして、金額につきましては、平成24年度に霧島市は一部減額した経緯がございますので、市町村総合事務組合よりは低くなっております。それ以外につきましては、霧島市は死亡の場合は50万円ですが、ほかのところは全て100万円となっております。ただ、怪我の場合につきましては、ほかのところは、1日が幾らというような形でやっております、霧島市の場合は日数の範囲で等級を付けまして、市町村総合事務組合と同じような治療期間で給付をしているところですよ。

○委員（新橋 実君）

不足分については、やはり一般会計から繰り入れをしているという理解でいいですか。

○安心安全課長（石神 修君）

ほかの市を見てみますと、基金が数千万円単位でございますので、恐らく、確認はしていないのですが、一般会計からの繰り入れはしていないものと思っております。

○副委員長（宮内 博君）

資料を頂きました。十分に目見通しができていないのですけれども、ただその傾向として、加入率をこれまでの状況から見ますと、平成29年度の実績で22.75%ということで報告をされているところなのですが、免除がありますので約4割、その方たちも含めるとそう思いますけれども、一つは、先ほど新橋委員のほうからありました、その7市の関係ですが、ここもいずれもその75歳以上、小中学生については免除制度というものを持っているという理解でよろしいですか。

○安心安全課長（石神 修君）

全く0円という免除制度を設けているところが、西之表市の0歳から小学1年生、それから奄美市の小学1年生のみの2か所でございます、ほかについては免除制度はございません。ただ一部減免をしているところが、阿久根市は掛金が365円のところを75歳以上は、200円にしておりますし、垂水市は大人が400円のところを子供は200円としております。

○副委員長（宮内 博君）

免除制度を霧島市のように広い年齢層でもっているというところはないということでありまして、実績を見てみますともっとも多いのは一般の方々ということで、平成28年度の決算を見てみますと115件というふうに報告をされていますけど、小中学生の約2倍の高齢者の方が、給付金の対象になっているというような報告になっていて、それで高齢者の割合というのが、増える傾向にあるというのは給付額の75歳以上の平成25年度に283万円であったのが、平成29年度に303万円ということで報告をされているということになっているわけですけど、免除の分を全て加入者の分で賄うということに、やはりこの制度的な無理があるのではないのかなというふうに思います。先ほど下深迫委員から出されたように加入していらっしゃる方たちで、それを賄うというところの部分です。75歳以上ということになりますと、当然掛金そのものが免除されているわけですので、その年齢を超えていけば当然対象になるということになりますので、一般会計から繰り入れをしないということになりますと結果的には、この制度そのものの存続が非常に厳しくなると、当然推計値も出されておりますけれども、現状でいきますと平成32年度には298万円の赤字になるというようなことで、今報告がされているのですけれども、現状でこれからも制度を存続していくと、一般会計からの繰り入れなしには存続ができないというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。

○安心安全課長（石神 修君）

おっしゃいますように、この制度を今の状態で維持して、なおかつ赤字分をどうするかということになりますと、方法としては一般会計からの繰り入れ以外にはないのかなというふうに思っています。

○副委員長（宮内 博君）

当然に、見舞金を受けていらっしゃる方についても、交通事故でありますので保険金の支払いの

対象になるというようなことだろうというふうに思うのですが、全体の加入者、免除者を含めて6割の方がその対象になっていない。当然、払っていないということになるわけですがけれども、一つ、制度の見直しが議論をされているのは、その保険制度が非常に充実をしてきたということも見直しの一つの理由になるというようなことでありますけれども、制度そのものの発足は当時と比べてどのような保険制度の改善がなされているかと、そういう中でもやっぱり不十分な部分について、一定の助成になるということであれば、さらに充実していくということも議論をしていくということも必要だろうと思うのですが、その辺の分析というのはどんなふうに行っているのでしょうか。

○安心安全課長（石神 修君）

国分市のこの制度ができましたのが、昭和43年頃だというふうに聞いております。その頃は民間の保険も多くなくて、現在は自転車に対する保険ですとか、車の保険についても自損事故に対する保険ですとか、特約等で設置されているようでございます。この制度は、あくまで自分自身に対する保険制度でございます。例えば自転車ですと被害者にもなるし、加害者にもなるということがございます。被害者の場合であればこの制度で見舞金を受け取って治療費に充てるということもできるのですが、加害者になった場合は、この制度に該当しませんし、自己負担となりますと過去の判例では1億円近い損害賠償命令というのも出ておりますので、やはり保険を掛けるようになりますと、そういった民間保険で被害者の場合も加害者の場合でも保険が受け取れるようにしたいというのが心情としてはあるかと思っておりますので、そちらのほうに入っていくのかなというふうに思っております。

○副委員長（宮内 博君）

先ほどの報告で、鹿児島市と枕崎市が、既に制度を廃止したということですが、それは随分早い話なのですか。

○安心安全課長（石神 修君）

鹿児島市につきましては、平成23年度で廃止したと伺っております。ちょっと詳しいことは分かりませんが、恐らく制度上行き詰まってきたのかなというふうには考えております。当時の鹿児島市の加入率は、免除制度もございませんので、全体で2割を切っていたということで、制度の維持が厳しかったのではと考えております。枕崎市につきましては、問い合わせたのですが、もう随分古い昔の話で、担当者もよく分からないということでございましたので、かなり以前に廃止になったのではと思っております。

○委員長（松元 深君）

確認です。この7ページの小中学生の給付額を平成31年度から11万4,000円に下げている部分について説明を。

○安心安全課長（石神 修君）

方策2と方策3で、それぞれ小中学生、75歳以上の給付額を下げしております。あくまでも試算なのですが小中学生につきましては、今免除ですので100%の小中学生が加入しております、それによりまして55万円給付をしております。しかし、この免除を廃止しまして一般加入者と同じ、保護者は一般加入者でございますので、一般加入者と同じ22%ぐらいにしますと11万4,000円になるということでございます。同じく75歳以上につきましても、今までは全額免除ということで全員が加入していることになっていましたが、先ほど申し上げましたように60歳から74歳までの加入率38%を掛けますと108万円ぐらいに下がるということでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時28分」

「再開 午前 9時31分」

## △ 合併自治会への支援策について

### ○委員長（松元 深君）

次に、合併自治会への支援策について、調査を行います。この調査事項については、5月8日に横川で行われた「議員と語るかい」で出されました意見について調査を行うものです。執行部の説明を求めます。

### ○市民環境部長（有馬博明君）

本日は、所管事務調査として、地域に対する支援策について、取り上げていただきましたので、概要等を御説明させていただきます。それでは、市民活動推進課長が御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

### ○市民活動推進課長（山下広行君）

地域に対する支援策につきまして、概要を御説明いたします。本市の地区自治公民館及び自治会は、規模の大小はもとより、歴史的な背景などが異なっております。また、近年の少子高齢化に伴い、中山間地域では地域活動の担い手や役員の確保が難しく、自治組織としての運営が困難になっている自治会等もございます。このような中、本市におきましては、これまで地域の活性化を図るため地区自治公民館・自治会に対し地域振興補助金や地区活性化補助金等により活動支援を行うとともに、それらの制度の見直しも自治会等の要望により実施してきております。今週の月曜日、9日には、霧島市自治公民館連絡協議会より「地区自治公民館及び自治会の運営や活動に際しての要望書」が出され、その中にも「自治会合併への支援策」についての要望もありましたことから、今回の「議員と語るかい」での御意見も踏まえまして、本市としての支援策等について、検討してまいります。なお、これまで行われました自治会再編の状況につきましては、本日お配りいたしました、資料3ページをお目通しください。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

### ○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

### ○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

申し訳ございません。まず、数字の訂正をお願いします。資料の4ページをお開きください。自治会の数でございますが、一番下のほうに853という数字がありますが、850に訂正をお願いします。これに伴いまして、左上、国分地区の314を315人に、理由につきましては、これは3月の時点で国分地区の平山公民館の仁田原自治会、こちらのほうが当初は廃止という予定でいたのですけれども、館長のほうから休止状況にしてくれという申し出がありまして、休止扱いにして315ということですので。

### ○委員長（松元 深君）

質疑はありませんか。

### ○委員（山田龍治君）

合併の支援策について、検討するということで表現をされております。合併するに当たって、どのようなガイドラインを設けて、こういった形で合併する場合には支援をするというようなお考えがあるのでしょうか。

### ○市民活動推進課長（山下広行君）

口述でもありましたように、これから検討するということですので、他市町村の状況を調査して、いろいろ今後、その支援策が本市にとって適切なものか、公平であるかとか、そこら辺を踏まえて今後、検討していきたいと思っております。具体的には南さつま市が合併時に交付金を出しているという状況等もございますので、そこら辺が参考事例となると考えています。

### ○委員（山田龍治君）

地域の状況を皆さんも御理解いただいていると思っておりますので、人口減少が進んできて地域の力が

落ちてくるのは数値から見ても目に見えて分かることだと思いますので、早めの御検討をしていただければと思います。

○委員（下深迫孝二君）

合併してから今までに、霧島市で合併した自治会というのはあるのかないのか、あれば何箇所くらいしているのか、まずそこをお示してください。

○市民活動推進課長（山下広行君）

資料の3ページを御覧ください。3ページのほうに合併後ではございませんが、平成24年度から自治会の再編について掲載してございます。その中で、昨年度ですが広瀬16と広瀬5が合併して広瀬16になったというようなことで、合併後に何件というのはちょっと数えてみないと分からないのですが、合併だけではなく、大きくなりすぎたから分離というのもございますので、そちらのほうも再編というようなことで私どもは捉えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

まず、今合併をしなきゃいけないというのは、恐らく中山間地域が主体になっていくんだらうというふうに思うのですけれども、やはり若者がどんどん減っていついなくなっていると、私の近所でも今4世帯という自治会も既に出てきています。そういうところは、いずれ再編する中で合併しないといけないのかなというふうに思っておりますけれども、全く中山間地域等で合併したところは資料としては挙がっていないのですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

合併につきましては、先ほど課長が申しましたように、この3ページに載っている平成24年度以降でございますが、これが全てでございます。中山間地域については廃止が多いと、逆に国分・隼人地区におきましては、新設が多いというようなことでございます。平成24年度以降の合併・編成につきましては、これが全てでございます。

○委員（新橋 実君）

自治会においては、今話がありましたけど、非常に小さい集落もあるわけです。私たちの地区自治公民館でも話があるわけですが、できるだけ近くにあるわけだから一緒になってくれんかという話もあるわけですが、なかなか昔からの制約があって合併できないということもあるわけですが、これについては、市のほうから、例えば、ぼたもちをあげるじゃないけど、いい方法を出してもらって合併してもらえないだろうか、というようなことを今まで提示をされたようなことは、ないのですか。また、今後されることはないのですか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

今回、こういう要望が語ろかいでも出されましたので、先ほど申しましたように今後合併に限らず、再編に係るときにどのような支援策があるかというのは検討してまいりたいと思います。これまで検討したことはないかということでございますが、直接要望はないところでございます。ただ、随時、御相談は来ているというような話を聞いておりますので、その際は職員が対応して実情を聞いて、そのような合併とか分離とか、そちらのほうのアドバイス、支援ではないですけどそのような御相談に乗っている経緯はあると思います。

○委員（新橋 実君）

先ほどありましたように、中山間地域では集落も広くて4世帯というところもあるようなことも聞きますけども、私たちのところでは狭いところでも四、五軒でやっているところもあるわけです。市の考えとして、自治会は、中山間地域は別として市街地であれば最低、どれくらいを目標にしているとか、その戸数として、その辺の考えはあるのでしょうか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

そこを含めて、今後検討していかないといけないということなのですが、ただ、地域によっては、例えば、隼人地区は非常に公民館が大きい組織でございまして、当然、自治会も大きくなっていくわけなので、そういうところは再編というのは、あり得ないわけですので、そこが分離したときに、



再編したときに合併だけじゃなくて、分離したときには、合併のときだけ交付金をやるのかとそういう問題も出てきますので、そこら辺も総合的に勘案して支援策というのは、市としての支援策を示さないといけないのではないかというふうに思っています。

○委員（新橋 実君）

確かに広瀬地区においては、一つの自治会で何百世帯と一つの公民館より大きいところもあるわけですが。そういったことも考えていく必要があると思うわけですが、だから、何か指針みたいなものをつくっていかなくてはいけないと思うのです。余りにも一つの自治会が広すぎても大変だと思うわけですが。自治会への交付金はたくさんもらえるかもしれませんが、それだけじゃないわけですから、やはりそういった再編も考えて、公民館自体も、溝辺の公民館は多いわけですが。国分の場合は25自治公民館でやっているわけですから、そういったことも含めて考えていくのか、その辺はどうなのですか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

委員のおっしゃるとおりでございます。地域性というのがございますので、やはりそれぞれ合併前から公民館の在り方というのは、それぞれの地域でございますので、地域性生かしながら、どういう支援策があるのかというのは非常に難しい問題ですが、今後検討していかなければいけないというふうに思っております。

○委員（新橋 実君）

特に隼人の富隈地区などは非常に人数も多いわけですが。だからそこも再編していく必要があると思うわけですが、そういったことも含めて、その辺もしっかり考えていらっしゃるということで理解していいわけですか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

大きな視点で言えばそういうことです。ただ、今回出されましたのは、合併に対する支援策についてということですので、まずはそこを考えてから、その支援策を行っていくのはいいのかということも含めまして、例えば、交付金化した補助金を出して、合併したときに、そのお金はどのように使われるのかというのを、やはり他市町村等の状況を見ながら調査をしていかなければいけないと思います。すぐに要望があったから交付金を出しますよということにはならないような気がしているところでございます。

○委員（阿多己清君）

いろいろ合併の交付金も必要なかもしれませんが、横川で出たのは、一つはいろいろ相談に乗ってほしいということも強く言われました。行政に言っても、そういう集落の運営がままならないときに、統合したいということで相談に行っても思うように進まないというお話もされておりましたので、そういう窓口での対応といいましょうか、行政もお金だけではないので、こういう相談にもしっかりと乗ってほしいと思うのですけれども、そこらのお話は来ておりませんか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

今回このような、これを含めまして要望書が出ましたので、それを受けて全庁的に先の一般質問でも、市長のほうで全庁的に自治会加入率を含めて、全庁的に取り組むということでしたので、全庁的に取り組む体制を、今から私どもが中心になると思うのですが、やっていきたいというふうに今考えているところでございます。

○委員（阿多己清君）

もう1点ちょっと確認させてください。資料3ページの統合の一覧表ができていますのですけれども、廃止と備考欄に記されているところは、もうどこにも入っていない状況がほとんどだと、そういう理解でいいですか。どこの自治会にも入っていないという理解でいいのですか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

3ページの資料で言いますと、平成28年度の溝辺のほうでございますけど、鍋西自治会が廃止されて、麓原東自治会へ一部、西へ中央へというふうに書いてありますけど、廃止になってそちらの

ほうに一部が移ったという表現でございますので、全く廃止になったということではないので分かれて、それぞれの自治会に行ったということでございます。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

補足いたします。備考欄に廃止と書いてあるところは、これは純然たる廃止というふうに捉えてもらって構いません。今課長のほうで申し上げましたように、鍋西、鍋東については、そういったところに再編されたと、見てお分かりのとおり集合住宅とか、こういったところは入居者がいなくなったので、そのまま廃止をしたというようなことでございます。

○委員長（松元 深君）

組織を壊したというところもあるのではないですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

隣の自治会に入ったという人も何人かはいると思いますけれども、その自治会自体の活動自体が、もうできなくなったというようなことで廃止という表現をさせてもらったところですよ。

○委員（山田龍治君）

この表の関連ですけど、平成29年に霧島の霧島山と西岳というのでしょうか。新設になっていますけれども、霧島で新設されたというのはいいいことなので、何世帯ぐらいでどういう状況で新設されたのか御説明をお願いしたいと思います。

○市民環境部長（有馬博明君）

霧島山と西岳は、いわゆる別荘地の関係でございまして、いわゆる一つは、そういった中で、自治会加入促進も含めてやっていこうといった動き、それから、あともう一つは、旧別荘地で例えば、管理会社が倒産していなくなった。だけど自分たちは、住んでいる。そうなったときに別荘地内の道路を共有の持ち分にしないといけないと、そのときに地縁団体の法的手続きをとらないと登記ができない。そうなったときにやはり自治会をつくって地縁団体の手続をとったというお住いの方々の事情であります。

○委員（下深迫孝二君）

合併してもう12年が経過したわけです。いずれこういう日がくるということは、前々から分かっていたわけだけど、いまだに、まだ、こういうお話し合いが、例えば支援であるとかいうこともだけれども、分離をするのはいいのです。それだけ多くなっているから分離するということで人は集まっているわけですから、中山間地域は、いずれこういうふうになってくるということは、何年も前から分かっているわけです。いまだにそういうことを検討していなかったのかなということは今聞いていて思ったのですが、やはりこれは早急に検討していかなくちゃいけないと思うんですけど、もう13年目に入っているわけですから。そこら辺は、例えば庁議でこういう話が出るとかということは、今までは全くないわけですか。

○市民環境部長（有馬博明君）

いわゆる今回の御要望をいただきました、いわゆる合併に関して云々ということのみではなくて、自治会加入率というのが今一番の議題になりながら、当然その中で役員のなり手が少ない、役員のなり手が少ないというのは、やっぱり人口減少、そうなってくると小さな自治会は大変、じゃあ、やっぱり合併というのも一つの視野だということで。これまでの経緯を申しますと、平成25年に先ほど言いました市の自公連のほうでも、南さつま市に具体的に視察に行ってもらって、そのときに実は、南さつま市の合併の、例えば、Aという自治会とBという自治会が合併したとき、じゃあ公民館の施設はどうするんだと、それに対して三分の二の補助をとるという補助制度を持っているのですが、三分の二ということは66%なんですけど、今うちが持っているそういった公民館の補助も御存知のように60%補助でありますので、いわゆる金銭的な問題については、さほど遜色のない中で、霧島市としてもこれまでも支援というものはやってきているんだらうなというのが一つ、それから合併については、市町村合併を例えて言うならば、いわゆる地方財政が厳しくなる中で、合併特例債というのをを出して合併したらどうですかとした側面があるんですが、自治会については、

皆様方の生活の基盤であるものですから、お金という支援でどうですかというものが、果たしてそぐうのかそぐわないのか、そういう議論も、これまでも当然してきました。ただそうは言っても、ある程度の方向性、いわゆるこういうところには、先ほどありましたように職員も一生懸命アドバイスなり、その人的支援も致しますし、財政的には実は今の制度のほうですと、今後、先ほど課長が言いましたけど、協議していくというのは全庁的に協議していく中で、今6割補助というのがありますけれども、それじゃ例えば合併をするところについて、若干の上乗せができないのかどうか、あるいは実際やっている今の自治体で実際の成果があったのかどうかとか、その辺りを幅広く検証しないとイケないというのがございます。ですから繰り返しになりますが、これまでも正しく、そういった課題等は十分に庁内でも、平成25年度から南さつま市、鹿屋市などにいろんな情報収集もやりながら取り組んできておりますけれども、先ほども課長が申し上げましたとおり、具体的に自治会からこれに対して、例えば何か制度を教えてくださいなど、そういったことが当然あったとしても、それについて具体的に今回、自公連から頂いたような補助制度や具体的な支援策をとというような要望は、今回、初めていただいたというような実情でございます。ただ、これは自公連から頂いた要望書でございますので、先ほど申しましたように、早速、全庁体制という先の一般質問での市長の答弁でもありましたので、早速、関係部課、総合支所も含めて、1回集まりまして、一つ一つの要望の中身について具体的にどうしていくのか、それから先ほど御要望がございました、こういった合併補助金の在り方についても、今後の先進地の事例とも含めて対応を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、現在の自公連の役員の方々も私どもと一緒に、そういった先進の事例等につきましても今年度のうちに勉強に行きたいというのも思っておりますので、正しく市のほうで方針というよりも自公連の皆様と一緒に、どういう形が一番市民の皆様方にとっていい制度になっていくのか、その辺りを十分に検討してまいりたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

私は上之段という地区自治公民館の中の自治会です。自治会が七つありますが、建屋を、自治集会所をみんな持っているのです。逆に合併したときには、集会所は二つも要らないけどというような感じでした。福山なども皆さん選挙であちこち回られていらっしゃるので、現状がよく分かると思いますが、街中から山奥のほうに入っていけばいくほど、空き家ばかりなのです。前は、ここも入っていたのにといい思い出で回った記憶があるのですが、やはりこれは急がないと本当に合併して、役員のなり手がいるかといったときに年寄りしかいない地域同士が合併するわけですから、それは全く変わらないわけです。今私の自治会で8世帯です。隣の深迫というところは、今言ったように4軒しかない。そこが合併したからといって若い人がいるわけじゃないわけです。ですからやっぱり合併というのも、霧島市は対等合併をしました。自治会にしてもそうなのです。二十四、五世帯あるところと4世帯あるところが合併したときに、やっぱり吸収合併みたいになってしまうという、集会所うちのほうを使うとかいろんな問題が出てくると思います。ですからそこら辺は、本当に手を付けていかなきゃいけない時期に十分、もう遅いぐらいだというふうに思っていますので、早急に市のほうでも対策を講じていただきたいなということを要望しておきます。

○委員（阿多己清君）

先ほど、山下課長が先進地の南さつま市の例を参考にしながら、いろいろ検討していきたいというような答弁を頂いたのですが、南さつま市の例で、特筆する内容を把握されていれば、ちょっと紹介いただけませんか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

南さつま市の場合は、合併時に補助金を交付金という形で出す形をとっております。ただ、合併したから永久的に出すということではなく、3年から5年の間に出しますよと、先ほど部長が申しましたように、その施設を造るときに補助率を上げますよということだと思っておりますけど、そういうことでしているのですが、今度は合併してその補助金を、交付金を出すんですけど、行政委託料のほうも随時、下げていくというような方針をとっているような形です。いろいろな自治会の補助

制度の見直し、全体的な見直しをやる中で、その再編の助成金も交付金もあるというような体制をとっているようでございます。平成24年度からやっているようでございますので、5年としたときに今年で補助金がなくなると、来年合併したところはどうなっているのかと。あるいは、交付金でするので、その交付された金額で、どのようなことをされたのかということも含めまして、今後調査というか、効果が、先ほど申しましたように効果が上がっているのか、それでそこら辺も含めて調査をしないといけないと、繰り返しになりますけど、その合併というのは、あくまでもお互いが納得して合併しないと、幾ら行政が合併しなさいと言っても合併した後になって、合併するのではなかったということにならないように、やはりそこは慎重にしなければならないというふうに思っています。あと、始良市がやっているのですが、始良市は1か年に限っているそうです。合併時に1回だけ出すということをお聞きしております。

○副委員長（宮内 博君）

今回、こういう委員会を開くきっかけになったのは、先ほど阿多委員のほうからありましたように議員と語り合いの中で、市民の側から提案があったということです。それで、主には先ほど来からありますように、中山間地域の高齢化が進むところで自治会をどう存続をさせていくのかということから出てきている話なわけですが、確かに財政的な支援ということも一つ大事ではあると思いますが、実際に自治会の運営そのものが、困難になっているというところに対して、どういうアドバイスであったり、人的な支援であったりというようなこと等ができるのかということだろうというふうに思うのですが、その部分については市内ではどんな議論をしているのでしょうか。交付金の助成とかいうところは、今どういう議論をしているかというのは分かりますけど、実際に最も困っている部分にどういうふうに手を差し伸べていくのかというようなことなどについて、どんな議論をしているのでしょうか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

今、おっしゃいました、人的支援、物的支援というようなことに限りますと、人的支援はどのようなことができるかということなのですが、議員の皆様も御承知のとおり地域には、まちづくりサポーターという職員を私どものほうで市の職員を募って、280名ほど各公民館に配置しております。これにつきましては、地域の活性化並びに共生協働のまちづくりの推進を図るために、市のほうから行政的な助言、そういったものがないかということで、3名ないし4名の人員を配置しております。これにつきましては、まちづくり計画並びに地域の活性化、そういったものに対する助言をするように配置しております。物的支援、お金の面で支援ができないというようなことも含めまして、人的支援をもっと充実していくといったことも考えているところです。

○副委員長（宮内 博君）

まちづくりサポーターを派遣して頂いているというのはあるのですが、私が言っているのは、いわゆる中山間地域のこれから進むところで、そのまちづくりサポーターの中から具体的にどのようなアドバイスや支援というようなことが、行われてその結果どうだったかということについては、検証がされているのですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

実際の検証というのは、まちづくり計画を作る中で、それぞれ立ち位置がサポーターと館長、委員、そういった立ち位置をそれぞれ踏まえまして、お互いでお互いを検証していくというような形をとっているところでございます。その成果品として、毎年出される、まちづくり実施計画書こういったものが出されるものというように、私ども当局のほうは考えているところであります。

○副委員長（宮内 博君）

そのサポーターの方たちからのその具体的な活動報告といいますか、その辺というのはされるような仕組みというのはあるのですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

活動報告については、各まちづくりサポーターからいただいております。「具体的に」という声

あり]まちづくり計画を作る段階で、まず、年度当初からどのような会合に参加し、どのような内容で会合が行われ、どのような成果品ができたというような報告書については、それぞれのサポーターからいただいています。

○副委員長（宮内 博君）

まちづくりの議論ができたりとかというようなところは、運営がされていくのだろうというふうに思うのだけど、今問題になっているのは、そういったこともなかなかできない、高齢化が進んでいるようなところに対して、どう手を差し伸べていくのかというようなことで、もちろん合併をすることによって、人的には増えるということになるけど、先ほどからあるように、高齢者の方が多いところ同士が合併をしても、その打開というのは、なかなか難しいのではないかというようなところがありますので、そういった点で、どういうアドバイスができるのかということ等も含めて、これから議論をするということになるんでしょうか。その南さつま市の状況などは、個別具体的には交付金の助成であるとか、そういうことが中心だろうと思うのですが、そのように部長、理解していいのですか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

基本的には、今委員が言われたとおりにございます。ただ、個別でこの自治会とこの自治会が合併するときに、どのような支援ができるかということになってくると思います。その都度、市として、どのような支援が今からできるかというのは、今言われたようなことを含めまして、今後、調査研究していくことになると思います。

○委員（新橋 実君）

先ほどからあります、まちづくりサポーターという方は、まちづくり委員会だけ参加されて、ほとんど自治会の本当の問題点というのは対応されていないと思います。だから、やはり今、言われたように今からはそういった問題にも対応するような形で、今後やっていただきたいのです。その辺を市長が言われたようにまちづくりに積極的に参加するのは、今言われたようなそのサポーターという方がいらっしゃるわけだから、そういった方をどんどん地域のまちづくりだけではなくて、自治会活動にもどんどん参加させていただきたいのです。その辺は考えておりませんか。

○市民活動推進課長（山下広行君）

それは今から考えていくと。ただ、一部ではございますが、地域に入って積極的に活動している職員もいることも事実でございますので、そちらはよろしく願います。

○委員（川窪幸治君）

今話を聞いているのですが、この自治会をやっていく上で、年齢層がかなり幅広い活動だと思っているのですが、今の会長さんたちの意識というか、そういう改善というか、そういうふうなことは考えられていないのか。というのが、いろんなところで話を聴くと役員を引き受けさせられそうとか、その話ができないとか、話を聞いてくれないとか、その年齢層によって、その様々な件が出ているようです。その辺のところは、まちづくりサポーターの方から話が来ているのか、それともそういう会長さんたちの若い人を受け入れようとする考え方など、そういうところのお話があればちょっと改善策とか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

今おっしゃったような話の内容については、直接まちづくりサポーターから聞いていることはございません。自治会長と話しがしづらいつか、聞く耳を持たないとか、自由な発言ができないといった内容については、実際は総会とか役員会とかそういった話の中だと思うのですが、あくまでもまちづくりサポーターが出るのは、そういったまちづくり委員会、それに限ってのことでございますので、先ほどの新橋議員のほうからもございましたけれども、もっと幅を広げてそういった総会又は役員会にも、オブザーバー的な立場で参加できるような、ましては参加していくようなこともこれから促進していかなければいけないというふうに思います。

○市民環境部長（有馬博明君）

毎年ではございませんけど、鹿児島県が発行している公民館活動の手引きというのもございます。手前どものほうも毎年、地区自治公民館長会のおきには、資料をお渡しするわけですけど、今後、全庁的に協議する中で、そういった公民館長さん方の運営マニュアルとかというような、当然そういった話し合いはこういうふうにしましょうとか、こういうふうに聴きましょうとか、そういうことを公民館長さんだけではなく、そういうのを作ったよということを広く市民に伝えることで、またお互いがいいコミュニケーションが取れやすいような環境にもなるのではと、そこも含めて今後ちゃんと研究していこうというのが一つです。それからもう一つは、先ほどから阿多委員からもございましたように、ソフト面で窓口の対応など、具体的にそういった相談を受ける職員のスキルというの当然、必要になってきますので、そのサポーターも含めて、それから総合支所等で合併等の相談があったときに、こういった相談があったときは、こういうふうに対応しようというようにみんなで職場研修会をやって、同じ方向を向きながら同じ対応、同じサービスが提供できるような、そういった機会の検討というのは、今後していかなければいけないと思います。そして委員がおっしゃったように、そういった自治会の中では、様々な自治会の運営というよりも人間関係だったり、いろんなものの中で、御不満があったりとか、そういったこともあろうと思いますし、また、そういったことが自治会を脱退するきっかけにもなったりというのは、担当としても一番つらいところですので、なるべくそうならないための側面的な支援が私どもに何ができるかというのは、大切な視点だと思っておりますので、今後研究させていただきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

一つのテーマからは少し外れるのですが、自治会運営の中でいろいろ語ろかいに行ったときに、よく出るのが自治会加入の問題です。それで、条例化ができないかと、私は、任意の部分ですので条例化は難しいかなという認識はしているのですが、市民の方から条例化ができないかということがよく言われます。それで議会からもはっきりとそういうお答えができないところもあったりしているところがありますが、どこかの市でそういう条例化をして、そういう加入促進なのか分かりませんが、条例の内容を見ていませんので、そこらの部分で当局が把握されているところがあればお知らせいただきたいと思っております。

○市民環境部長（有馬博明君）

先ほど、一般質問でもちょうどその御答弁をさせていただいたところもあったわけですが、全国的には条例化をしている自治体もございます。ただ、それは加入促進に向けた機運を高めるための条例であって、霧島市に転入した人は必ず入らなくてはならない罰則規定があるとか、そういうものではありません。御存じのように憲法と民法の法を超えてしまうということになりますので、過去の裁判の判例でも実際に自治会側がそれで負けているという判例もございますので、ただ、そういった加入促進するために、いわゆる市民、それから事業者、それから市役所が一緒になって、これから特に防災対応とか、様々なこともございますので、それに向けて努力しようという条例を作っているところがありますので、その条例を作ったことによって実際、具体的にどうなのかとか、そのことで御旗ができて、みんなが心を通わすことができて、成果が上がっているということであれば、それはそれでいけるのかなと、ただ一方でこの条例が独り歩きをして、条例ができたので、絶対入らなければいけないのだよとなるのも果たしてどうかということもある意味想定しなければいけないところがありますので、具体的な事例等もありますけれども、そういったところも踏まえてちゃんと研究して、早めに対応してまいりたいと思っております。

○市民活動推進課長（山下広行君）

捕捉でございますけど、まちづくり基本条例というような形で自治会に入りましょうというような条例は各市で、先ほど部長が答弁しましたように市役所、議会でまちづくりの基本的な中で自治会加入の分も出てくるというような条例があるというふうに考えています。

○委員（下深迫孝二君）

実は、この中にもいらっしゃると思うのですが、福岡のほうに視察に行ったときに九十何％、

あの大きなまちで自治会に入っていらっしゃるのです。いろいろ質問等もしてみましたら、まず、マンション借りるときに自治会に入らないとこのマンションは貸すことはできない。そういう、要するに不動産会社、いろんなどころと提携をされて、福岡の大きなまちで、九十何％、自治会に加入していると。ですからその強制はできないにしても、やっぱりそうしてアパートを借りるにしても、マンションを借りるにしても自治会に入らないと、貸すことはできませんという地域もありますから、これはぜひ、視察に行っていていただいて、勉強していただければ、そんなできないことはないというふうに思いました。ぜひ、参考にしてください。

○市民環境部長（有馬博明君）

実際、全国では霧島市よりも人口が多いのに加入率が高いという自治体も多数ございますので、そういったところをいろいろ聞いてみますと、正しく今ありましたように不動産業者との提携などもあります。先ほどの一般質問でも答弁いたしましたとおり、これまでも宅建協会とかと連携をとって、パンフレット等をやっていたのですが、具体的に例えば、自公連と市と宅建協会が調印式とか、そういう協定とかというところは、やっておりませんでしたので、当然そういったことも今後は含めてやっていくということと、それから開発の事前協議とか土地利用協議とかが出たときに、当然、環境衛生課にごみステーションをどうするかとかいろいろ合議が回るわけなのですが、今市民活動推進課のほうでも必ず自治会に入るように業者のほうから、家を造る人には家を造る人に、あるいは、マンションに入る人には、マンションに入る人によろしく願いますと市からの要望ということで一筆、お願いをしているところです。そういうところの一つ一つでございませうけれども、先の一般質問でも答弁申しましたように、1軒、1軒具体的に、どのマンションの加入率が悪いとか、このマンションは、全くないとか、このマンションはほとんど入っているとかということを具体的に分析して、今後、具体的な形での加入促進、当然それは自公連の皆さまと一緒にしながらやってまいりたいと考えております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時25分」

### △ 霧島市土地開発公社について

○委員長（松元 深君）

次に、霧島市土地開発公社について、調査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

霧島市土地開発公社について、配布しております資料に基づき御説明いたします。1ページを御覧ください。はじめに、「1.霧島市土地開発公社の概要」ですが、同公社は公有地の拡大の推進に関する法律第10条に基づき、昭和43年7月2日に、「公共用地や公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること」を目的として旧国分市により設立され、合併に伴い名称を変更するとともに6町に設置されていた、鹿児島県市町村土地開発公社の各支社の業務を継承する形で発足しました。組織としては理事長はじめ、理事13名、監事2名、事務局職員4名となっております。事務局職員の内訳は、市職員2名、プロパー職員2名となっております。次に「2.公社の事業内容」については、先ほど述べた目的を達成するため、公拡法第17条の規定により、市からの取得依頼に基づき公共施設の整備等に要する土地を公社が予め取得する公有地先行取得事業、住宅用地等の造成を公社が自ら実施する土地造成事業があります。公社の先行取得及び市の買戻しの業務の流れは、図のとおりであります。2ページをお開きください。「3.公社が

果たしてきた役割」について、公社は、行政と比較して土地取得の手続を機動的・弾力的に行うことから、公有地の需要などに対し確かつ迅速に対応することが可能であります。また、長年にわたり公有地の先行取得や宅地開発事業等を展開することによって、秩序ある地域の開発促進や地域経済の伸長、市民福祉の向上に寄与し、市政発展の一翼を担ってきました。これまで公社が取得し、処分した土地は様々な用途に利用され、本市のまちづくりに大きく貢献してきたと考えております。近年においては、公社の経営改善に向けた取組を実施してきたことから、平成24年度以降において、市から公社に対し先行取得の依頼は行っておりません。次に、「4. 公社の経営状況等」であります。公社の経営健全化を目的に平成21年2月に市において霧島市土地開発公社経営健全化計画を策定し、同計画に基づく取組を推進した結果、土地保有面積が、約103万6,000㎡縮減、簿価総額が約20億3,000万円縮減、借入金は約14億円縮減され、金融機関からの借入金が解消されました。さらに、同計画に基づく取組の成果や当時の経営状況などを踏まえ、解散を視野に入れた霧島市土地開発公社解散プランを平成26年3月に策定し、引き続き公社の保有地再取得を進めてきた結果、土地保有面積が約85万㎡縮減、簿価総額が約23億3,000万円縮減され、借入金は全額解消されたところであります。3ページに合併以降の土地保有面積等の推移を示しておりますが、平成30年3月末で、土地保有面積は、約34万7,000㎡、簿価総額は、約4億7,000万円となっております。また、4ページは、今申し上げました現在、公社が保有している土地保有面積約34万7,000㎡の保有地一覧となっておりますのでお目通しください。最後に5ページを御覧ください。「5. 今後の公社の在り方」については、これまでの公社のノウハウや残余財産等を活用しながら、分譲地販売の促進や保有地の公募等による処分を積極的に進め、また先の定例会において市長の答弁にもありましたが、今後、市が公社を活用し用地を取得する必要がある場合は、事前に議会へ説明し、公社が先行取得した用地については長期保有することがないように計画的な事業の実施、かつ経営の健全化の維持、透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。「6. 解散の時期の目途」については、今後、市が一団の用地の先行取得に公社を活用する可能性もあることから、現時点で具体的な時期を申し上げることはできませんが、公社の経営の健全性確保を第一に考え、今後の社会経済情勢を踏まえながら、改めて解散の時期を判断したいと考えております。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（山田龍治君）

市長の答弁でも、当面解散はしないということで、お話を頂いたところでありますけれども、市長の話の中でも、少しいいお話があるということで解散をしないというような答弁を頂いたのですが、その辺はしゃべれない部分もあるのでしょうか、そういう動きがあつての公社の維持ということで考えてよろしいのでしょうか。

○企画部長（満留 寛君）

私ども企画部のほうとしては、そのような企業誘致とかいうような話がどこまであるのかというところは承知していないところでございます。

○委員（山田龍治君）

承知をしていないということなのですからけれども、であれば、ずっと解散するというところでここは進められてきたお話でありまして、議会のほうも経緯は分かりませんが、それが流れてきている。そして、公社がこのまま動く予定がないままに、このままプロパーの方々の費用を含めて、本当に使っているのかそういうことを、やっぱり検討しないといけないのかなと思います。無駄な税金を、市民の皆さんからいただいたお金を、何も動きのないところにずっとお金を使っていくというのは、果たしていいものかそれは考えていただきたい。動きがあれば、我々も私としては解散しない方向で、動きがあるというのであれば理解できるのですが、それが全く何も何年もないままに、このまま公社を維持していくことは、本当に正しいのかなと思います。



○企画部長（満留 寛君）

そういった企業誘致等の相談がないということではございません。そういった相談等がある中で、現にそういった企業誘致用地というような形でのまとまった土地が現在ないことから、今後、具体的にそういった企業誘致用地の確保が必要になった場合においては、この土地開発公社を利用していく可能性があるとして、そういった社会経済情勢になった場合には、土地開発公社を活用していくというようなことをございまして、それとそれ以外におきまして、保有地が先ほど説明いたしました、21用地、34万7,000㎡残っております。それにつきましては、解散した場合には、市として維持管理をしていかなければならない部分になってきます。そうした場合には、当然に市の職員を配置しながら管理をしていかなければなりませんので、そういった上では、現在、土地開発公社のプロパー職員もおりますので、そういったノウハウを利用しながら当面の間は維持管理をしていくということをございます。

○委員（山田龍治君）

解散ではなく、休止ということではできないのですか。いったん開発公社は休止をして、解散するとまた、元に戻すというのは相当な労力が掛かるでしょうから、一回休憩をする、休止をしてプロパーの方々も市役所の職員として配置をして、またそれが必要となったときに開発公社を活動してやるという方法というのはいないのでしょうか。

○企画部長（満留 寛君）

休止するにいたしましても、先ほど申しました保有地の管理については、当然、市が管理していかなければならない形になってまいります。そういった上では、現在、土地開発公社の残余財産もございますので、そちらのほうを活用しながら当面の間は、社会経済情勢等を見ながら、今後の判断をしていくということをございます。

○委員（新橋 実君）

今話を聴いて思うのですが、理事、監事、事務局職員がいるわけですが、年間で維持費はどれくらい掛かるのですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

平成29年度で申し上げますと、一般管理費等で3,000万円程度掛かっております。平成28年度につきましても同じく、3,000万円程度でございます。

○委員（新橋 実君）

これはこのまま、ずっと維持していくということですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

このまま解散しないで続けていけば、この管理費が必要になってきますが、今年度末をもちまして、プロパー職員が1名減るということで、その経費は少なくなります。

○委員（新橋 実君）

平成29年度は霧島市のほうで、簿価4億7,000万円近くの土地を買っているわけですが、今後そういった土地を霧島市が買うことはないと思うわけですが、まだ住宅用地等が結構残っているわけですね。だからそういった、今後売却に力を入れていかれると思うわけですが、その辺の予定とかはどのように考えているのか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

公有地取得事業用地の市への買い戻しというのは、これまでのような形でのというのは、当然行なうことはできないと考えています。また、プロパー事業用地で分譲している塚脇、牧之原、浜之市、姫城などにつきましては、現在、様々なプランを作成して、高齢者割引とか、子育て世代への割引等を使って、販売を促進しているところでありまして、この制度が、今のままで、解散を予定していたものですから今年の8月で切れる予定でしたけれども、それを引き続き延長することによって販売を促進していきたいと考えております。また、最近の動きとしましては、塚脇団地のほうが4月に1区画売れております。また浜之市、姫城、牧之原等についても問合せがあるということ

です。若干、動きが出てきているところでもあります。

○委員（新橋 実君）

住宅用地が、結構売れ残っているわけですが、やはりこういったところが、これまでも売却されたところもあるわけですが、単価を下げてでも売ような形を考えていらっしゃるのか、その辺はどうか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

単価につきましては、公社の理事会、財産の処分関係の委員会がありまして、そちらのほうで決めるわけですが、平成29年度におきましても分譲地の単価の見直しを行っております。そういったことも含めて、ちょっと土地の動きが出てきたのではと感じているところです。

○副委員長（宮内 博君）

これまで来年3月をもって解散をするという計画で進んできたものを、いったん見直して、当面存続をするということにするということは6月議会で表明をされたんですけども、なぜ解散をするかというところの原点に立ち返って、少し議論をしなきゃいけないのかなと思うんですけども、先ほど部長のほうから説明がありましたように開発公社というのは、その公有地の拡大に関する法律によって、業務の範囲も限定されているというような一定の縛りのある団体ということになるわけですが、それを解散をしなければいけないという結論に達した一つは、いわゆる先行取得の意味がなくなったという、早く買っていたほうが、その土地の値段が安く買えると、後々にその地価が上昇したときに有利な売却ができるというようなことであるとか、必要な公園、道路、住宅団地、公営住宅だとか、そういうところの市が進める計画に対して、開発公社が取得をするというような事業そのものが、少なくなってきたというようなことだろうと思うんですけども、本会議の議論の中でありましたのは、その工業団地のことを、市長のほうではおっしゃっていたのかなというふうに思うんですけども、先ほど4ページの公社の保有地の明細表を示していただいたのですが、ここに工業団地がないのかということで見えますとそうでもない。例えば、隼人の上野工業団地については、22町歩の保有面積を有していて、現在も公社の所有地として残っているという報告です。現状である部分についても対応できないということになるのですか。この4ページの先ほど部長が報告になった平成29年度末残高の34万7,514㎡とおっしゃったのはこの部分ですよ。その中に22万㎡の上野工業団地があります。ちょっと説明してもらえますか。

○企画部長（満留 寛君）

企業の方々におかれましては、いろんな条件を持って用地のほうを探されることになるかと思いますが、そういった中で、例えば交通条件、水の確保、光回線が整備されているとか、そういう部分等もある中で、今宮内委員のほうから御指摘の部分では、用地としてはあるけど、企業さんが本当にそこを求めるところがあるかという部分で、相談を受ける中では、そういったところが確保できていないということでのこれまでの答弁でございます。

○副委員長（宮内 博君）

解散のときの大きな理由の二つ目には、長期の保有地が増加して、非常に経営状況が悪化したということで、これ以上は、そういった状況を放置できないということもあつたと思います。そのことについては、先ほど部長の口述にもありましたように、全てと申しますか、まだここに約34万㎡の残地があるわけですので、これまでの金融機関等からの借入金については、解消されたということではあるんですけど、今部長のほうから答弁がありましたように、企業が希望するところと現にその市が保有をしている開発公社が今持っている土地とマッチングすれば、そこで造成が始まるということになるのだけど、それがなかなかいかないと、となれば企業が希望するところに市を通じて、市から公社のほうに指示を出して、土地を新たに取得するという事になっても、実際に進出するかどうかというのは、またその後の話しということに当然なる。そういったことが繰り返されて、解散を決断せざるを得ないような多額の負債を抱えることになったというのが過去の教訓だろうと思うのです。そのところを同じような轍を踏まないというような形で、どうするのかとい

うことなのですから、その辺はどうなのですか。

○企画部長（満留 寛君）

ただいま、宮内委員のほうから御指摘がありますように、先行取得した用地が目的どおりに利用されないで残った結果、このような多くの保有地と公社の借入が膨らんだというような状況がございます。確かにそのとおりでありますので、今後につきましては、当然、企業誘致につきましても十分な検証を行いながら本当に間違いなく、取得していただけるのか、その辺を見込んだ中で議会への説明を行いながら取得していくように協議はしているところでございます。

○委員（阿多己清君）

現在、保有されている用地がかなりあるのですけれども、ここら为先ほど、宮内副委員長からありましたけれども、マッチングしないとそういう売却できないのかなという思いもするのですけれども、ここらはもうずっと残っていくことになるのか、平成30年度は少し動いているのか今後見込みがあるのか、そこらの状況は企画部としては、把握はされておられませんか。お答えできる範囲内でよろしくをお願いします。

○企画部長（満留 寛君）

先ほども答弁申し上げましたが、企画部のほうとしてどのような企業誘致用地についての相談、要望等があるのかというところを具体的に承知していないところであります。そういった中では、企業誘致を担当します商工観光部と連携をとる中で今後は、進めていきたいというふうには考えております。それから現在ある保有地について、このままずっと残すのかというような御質問だと思いますが、現在ある用地について、まずはこういった用地がありますというのを企業さんのほうにも当然、商工観光部のほうでは、紹介していただいているというふうに考えておりますので、そういった条件に合うところがあれば、今後売却もできていくのかなというふうには考えております。

○委員外議員（松枝正浩君）

この一覧表に載っている土地の場所の位置図があれば、いただけないでしょうか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

分かりました。

○委員外議員（植山利博君）

簿価総額で、平成30年3月末で4億7,000万円程度というふうになってはいますが、簿価だからきちっと把握をされているのでしょうか、これを現況評価ですれば、どれぐらいになるかというのは、つかんでいらっしゃいますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

つかんでいません。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前10時57分」

## △ 自由討議

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議を行いたいと思いますが、意見があればお願いします。まず、霧島市交通災害共済事業について、御意見があれば出してください。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時58分」

「再開 午前11時02分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。何か御意見があれば出していただきたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

私の個人的な考えですけれども、やはり高齢者にとってはその保険に入るといっても入れるものでもないし、皆さん保険料を払って加入していただくというならいいわけですが、今の市のやり方は免除になっている人たちは、人のふんどし、で相撲を取っているような状況であるわけですから加入された方に補償していくという見直しが大事ではないかというふうに私は思います。

○委員（阿多己清君）

後々の処理の部分でもありますが、今日執行当局に質疑等をして、県内で導入しているのが7市あると、あとは総合事務組合になるのですけれども、そういうところで34団体あるというのが明らかになりました。その制度の内容を、霧島市の場合は運営がままならなくなって、給付額を下げています。そういう他の市は、死亡で100万円ということで、本市の倍の額を給付している状況もあります。このままでいくと制度運営が難しくなるというのは明らかですが、そういう制度の見直しというのは、やっぱりすべきかなあというところがあります。ただ、今日この場で、この議論をまとめるというのは無理があるのかなという思いもありますので、この交通災害共済事業の取組といたしまして、この部分については今後も引き続き委員会で調査をしていくということでどうかという思いがございます。

○委員（新橋 実君）

今阿多委員からありましたけれども、資料も今日示されましたので、これについてはまた、目を通しながら今後、会を重ねて今年度中に結論を出すような形で、何回か勉強をしていって、次の会でも、また結論を出すべきだと考えております。

○副委員長（宮内 博君）

交通災害共済の関係については、今皆さんおっしゃったとおり、今日資料が示されただけでありますので、目通しも十分に行われておりません。ですから引き続き継続して議論をしていくということで、私もお願いできればというふうに思います。それから開発公社の関係についてでありますけれども、開発公社を解散しなければいけない理由とされていた、地価の大幅な上昇があるような局面が発生する、そういう可能性が低いということで、開発公社そのものが必要ではなくなったのではないかとすることが一つ。二つ目には、多額の保有地を抱えていて、財政的に困難になっているというようなことで、この二つが大きな理由にされていたのですけれども、後者の部分については、財政状況の改善をすると、ほとんど霧島市が保有地を買い受けるという形でいったわけですが、やはりそういう状況に陥った原因をしっかりと検証をしていくということがなければ、また開発公社を存続したことによって、新たな負債を抱えるようなことになるようなことは絶対避けなければいけないと、部長自身もそのところは、十分検証した上で改善をしていくというふうにおっしゃっていますけれども、ぜひその点については、十分な検証とそして対応を求めていただくことを要請しておきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

この合併自治会への支援策についても先進地の取組を現在、検証しているというような状況であると言われていましたので、そこは現在、取り入れてから5年後の検証をされているようなことも言われておりました。そういう状況も見極めながら霧島市もどういったものがあるのか、支援策を検討するということでしたので、この辺も今後見ながらやっていくことが必要ではないかと思っておりますので、これについてもしっかりと、今結論を出すべきじゃなくて、何回かに分けて勉強していけばいいのではないかと思います。

○委員長（松元 深君）

霧島市交通災害共済事業については、また、引き続き委員会等で協議をしながら本年度中には、

何とか提言できるような形に持って行きたいと思います。それと、自治会関係については、語ろか  
いで出されたものでありますので委員会として調査をした経過を広報広聴常任委員会に伝え、意見  
を出された方へつなげてもらうように考えています。土地開発公社については、私としてはこの委  
員会で調査した、宮内副委員長が言われましたようなことを文書で執行部に届くようにするという  
ことでどうでしょうか。本会議での委員長報告は、交通災害共済の提言がまとまった時期にしたい  
と思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時12分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深